

設計書情報提供実施要領（森林整備保全事業関係）

（目的）

第1条 この要領は、森林整備保全事業を執行する滋賀県琵琶湖環境部の各機関（以下、「各実施機関」という。）が発注する建設工事および建設コンサルタント業務委託等（以下、「建設工事等」という。）の設計積算に関する文書に関して、滋賀県情報公開条例第26条に基づき情報提供を実施するにあたり、必要となる事項を定めることを目的とする。

（情報提供の対象）

第2条 情報提供の対象とする文書は、建設工事等の入札に際し、予定価格を決定するために作成する仕様書、設計書等の設計積算に関する文書のうち、鑑、事業費総括表、内訳書、諸経費、単価表により構成される文書（以下、「設計書」という。）とする。

また、対象設計書は下記の要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 当該設計書の契約日の翌日から起算して90日を経過していること
- (2) 滋賀県情報公開条例第6条のいずれかの号に該当する非公開情報を含まないこと
- (3) 契約を締結していること

（情報提供の実施機関）

第3条 情報提供を実施する機関は、情報提供の対象となる設計書を所管する各実施機関とする。

（情報提供の申請）

第4条 情報提供の申請は、情報提供を依頼する者（以下、「依頼者」という。）が、対象とする設計書を所管する各実施機関に対し、設計書情報提供依頼書（森林整備保全事業関係）（様式第1号）を直接持参するか、もしくは郵送、FAXのいずれかの方法により提出することにより行うものとする。

（情報提供の実施通知）

第5条 各実施機関は、設計書情報提供依頼書（森林整備保全事業関係）を受理した日から15日以内に、森林整備保全事業関係における設計書情報提供通知書（森林整備保全事業関係）（様式第2号）により、依頼者に情報提供を行う旨を通知しなければならない。

なお、期間の計算については、実施機関に依頼書が到達または提出された日が「受理した日」となり、この翌日が15日の期間の起算日となる。

（情報提供の方法）

第6条 情報提供の方法は、対象となる設計書を所管する各実施機関において閲覧に付すか、または、写しの交付によるものとする。閲覧による場合は、閲覧場所および閲覧日時を設計書情報提供通知書（森林整備保全事業関係）により通知するものとする。写しの交付による場合は、写しの交付に必要な費用を徴収した後に、手交または郵送により行うものとする。

（情報提供の費用負担）

第7条 依頼者は、情報提供にかかる費用を負担しなければならない。費用の負担は、滋賀県が定める情報公開の事務取扱要領によるものとする。

(情報提供不可の場合の取扱い)

第8条 本要領第2条に定める要件を満たさない場合、または、該当する設計書が存在等の理由により情報提供ができない場合は、実施機関は依頼者に対して、森林整備保全事業における設計書情報提供不可通知書（森林整備保全事業関係）（様式第3号）により情報提供ができない旨を通知するものとする。

(対象設計書)

第9条 平成30年度4月1日以降起工した設計書を対象とする。

(事務処理簿による管理)

第10条 情報提供の処理については、公文書公開請求の事務処理簿に準じ、次の各号のとおり処理を行うものとする。

(1) 情報提供の依頼を受けた所属は、事務処理の経過を明らかにするため、事務処理簿（様式第4号）を備えおくものとする。

(2) 依頼を受けた所属は、事務処理簿に、当該申請に係る申請内容および提供の期限等を記入し、所属の長は事務処理簿に確認印を押印するなど、依頼内容を確認するものとする。また、提供等を行ったときも、事務処理簿に必要事項を記入するものとする。

(3) 依頼があった所属の長は、事務処理簿をもとに、設計書情報の提供依頼に対する事務処理の状況を常に把握し、所属職員に対し、必要な指示を行うとともに、依頼案件の事務処理が終了した場合は、事務処理簿に確認印を押印するなど、依頼案件の完了を確認するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月7日から施行する。